

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）（別記）新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>(別記1)</p> <p style="text-align: center;">農地中間管理機構事業</p> <p>第1～第3 [略]</p> <p>第4 農地中間管理事業等推進事業</p> <p>1 [略]</p> <p>2 農地中間管理機構運営事業</p> <p>(1) 機構が借受希望者の募集、配分計画の作成、評価委員会の開催、委託契約業務、相談窓口業務等の機構の運営活動に要する経費及び業務委託費を対象とします。</p> <p>(2) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>第5 [略]</p> <p>第6 条件整備資金の貸付けについて</p> <p>1～7 [略]</p> <p>8 実績報告</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 事業実施主体は、事業の貸付金の貸付け及び機構からの償還について各四半期ごとの状況を経営局長に報告するものとします。</p> <p>(3) 事業実施主体は、毎年度5月15日までに、前年度に係る貸付金の貸付け、機構からの償還及び前年度末における貸付金の貸付残高の状況について経営局長に報告するものとします。</p> <p>9 [略]</p>	<p>(別記1)</p> <p style="text-align: center;">農地中間管理機構事業</p> <p>第1～第3 [略]</p> <p>第4 農地中間管理事業等推進事業</p> <p>1 [略]</p> <p>2 農地中間管理機構運営事業</p> <p>(1) 機構（<u>指定予定の法人として、別紙様式第1号の2に記載した法人を含む</u>）が農地中間管理事業を開始するための事務手続きに要する<u>経費</u>、借受希望者の募集、配分計画の作成、評価委員会の開催、委託契約業務、相談窓口業務等の機構の運営活動に要する経費及び業務委託費を対象とします。</p> <p>(2) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>第5 [略]</p> <p>第6 条件整備資金の貸付けについて</p> <p>1～7 [略]</p> <p>8 実績報告</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 事業実施主体は、事業の貸付金の貸付け、<u>償還期限の延長</u>及び機構からの償還について各四半期ごとの状況を経営局長に報告するものとします。</p> <p>(3) 事業実施主体は、毎年度5月15日までに、前年度に係る貸付金の貸付け、<u>償還期限の延長</u>、機構からの償還及び前年度末における貸付金の貸付残高の状況について経営局長に報告するものとします。</p> <p>9 [略]</p>

第7 [略]

別記1別紙 [略]

別記1別紙様式 [略]

(別記2)

機構集積協力金交付事業

第1～第3 [略]

第4 地域集積協力金交付事業

1・2 [略]

3 交付額

(1) 平成27年度までの交付額

ア 初めて交付申請をする地域

以下の交付単価に機構への貸付面積を乗じた額

(ア) 「地域」の農地面積（農業振興地域の区域内の農地に限りま
す。以下3において同じです。）に占める6月末又は12月末時
点における機構への貸付面積（以下「合計面積」といいま
す。）の割合が2割超5割以下：

2万円/10a（別記2別表1に掲げる市町村にあつては2.4万
円/10a）

(イ)・(ウ) [略]

イ 既に交付要件を満たして地域集積協力金が交付されており、か
つ、再度交付申請する地域

(ア) 交付申請をする際の合計面積が既に交付を受けた地域集積協力
金の交付対象面積の最大値（以下「従前最大面積」という。）以
上である場合

合計面積から従前最大面積を減じた面積にアに定める交付単価
を乗じた額

(イ) 交付申請をする際の合計面積が従前最大面積以下である場合
交付を行わない。

第7 [略]

別記1別紙 [略]

別記1別紙様式 [略]

(別記2)

機構集積協力金交付事業

第1～第3 [略]

第4 地域集積協力金交付事業

1・2 [略]

3 交付額

(1) 平成27年度までの交付額

ア 当年度に初めて交付要件を満たした場合

以下の交付単価に機構への貸付面積を乗じた額

(ア) 「地域」の農地面積（農業振興地域の区域内の農地に限りま
す。以下3において同じです。）に占める各年度の12月末時点に
おける機構への貸付面積（以下「合計面積」といいます。）の割
合が2割超5割以下：

2万円/10a（別記2別表1に掲げる市町村にあつては2.4万円
/10a）

(イ)・(ウ) [略]

イ 前年度までのいずれかの年度に交付要件を満たして地域集積協力
金を交付されており、かつ、当年度もまた交付要件を満たした場合

(ア) 当年度の合計面積が前年度までの地域集積協力金の交付対象面
積の最大値（以下「従前最大面積」という。）以上である場合

合計面積から従前最大面積を減じた面積にアに定める交付単価
を乗じた額

(イ) 当年度の合計面積が従前最大面積以下である場合
交付を行わない。

〔削る。〕

(2) 平成28年度及び29年度の交付額

ア 初めて交付申請をする地域

以下の交付単価に合計面積を乗じた額

(ア)～(ウ) 〔略〕

イ 既に交付要件を満たして地域集積協力金が交付されており、かつ、再度交付申請する地域

交付単価については、アと同じ。交付対象面積の計算方法については(1)のイの(ア)と同じ。

(3) 平成30年度の交付額

ア 初めて交付申請をする地域

以下の交付単価に合計面積を乗じた額

(ア)～(ウ) 〔略〕

イ 既に交付要件を満たして地域集積協力金が交付されており、かつ、再度交付申請する地域

交付単価については、アと同じ。交付対象面積の計算方法については(1)のイの(ア)と同じ。

4 〔略〕

第5～第8 〔略〕

第9 その他留意事項

1～3 〔略〕

4 交付対象の選定方法

(1) 本事業は、各都道府県に配分された予算の範囲内で実施するものであることを踏まえ、あらかじめ配分基準を定めておくものとします。

(2) (1)の配分基準は、地域の実情も踏まえつつ、担い手への新たな農地利用の集積・集約化に資する観点から定めるものとします。

(3) 都道府県は、(1)で定めた配分基準について、市町村、農業者等への周知を行うものとします。

(別記2別表1・2) 〔略〕

ウ なお、平成26年度については、早期に機構へ貸付を行った「地域」に対し早期に交付を行うため、合計面積の把握を6月末と12月末の2回行います。この場合、1回目の交付額についてはア、2回目の交付額についてはイに準じて算定します。

(2) 平成28年度及び29年度の交付額

ア 当年度に初めて交付要件を満たした場合

以下の交付単価に合計面積を乗じた額

(ア)～(ウ) 〔略〕

イ 前年度までのいずれかの年度に交付要件を満たして地域集積協力金を交付されており、かつ、当年度もまた交付要件を満たした場合

交付単価については、アと同じ。交付対象面積の計算方法については(1)のイの(ア)と同じ。

(3) 平成30年度の交付額

ア 当年度に初めて交付要件を満たした場合

以下の交付単価に合計面積を乗じた額

(ア)～(ウ) 〔略〕

イ 前年度までのいずれかの年度に交付要件を満たして地域集積協力金を交付されており、かつ、当年度もまた交付要件を満たした場合

交付単価については、アと同じ。交付対象面積の計算方法については(1)のイの(ア)と同じ。

4 〔略〕

第5～第8 〔略〕

第9 その他留意事項

1～3 〔略〕

〔新設〕

(別記2別表1・2) 〔略〕

(別記2様式第1～第5号) [略]

(別記2様式第1号から第5号までの別添) [略]

(別記3)

農地情報公開システム等整備事業(平成25年度補正予算事業)

第1～第3 [略]

第4 事業の要件

第3の2の事業実施にあたっては、以下の要件を満たす必要があります。

1 農地台帳システムで管理すべき項目

第2の2で規定した事業を実施する際には、都道府県は事業実施主体に対して農地法第52条の2で定めた事項を適切に管理できることを条件として付すこととします。

2 [略]

(別記4)

機構集積支援事業

第1 [略]

第2 事業の内容

1・2 [略]

3 広域的な農地利用調整活動等への支援事業

農業委員会等の資質向上のため、都道府県農業会議が行う次に掲げる活動に要する経費を支援します。

(1) [略]

(2) 農業委員等の資質向上のための活動

(別記2様式第1～第5号) [略]

(別記2様式第1号から第5号までの別添) [略]

(別記3)

農地情報公開システム等整備事業(平成25年度補正予算事業)

第1～第3 [略]

第4 事業の要件

第3の2の事業実施にあたっては、以下の要件を満たす必要があります。

1 農地台帳システムで管理すべき項目

第2の2で規定した事業を実施する際には、都道府県は事業実施主体に対して農地法第52条の2条で定めた事項を管理できることを条件として付すこととします。

2 [略]

(別記4)

機構集積支援事業

第1 [略]

第2 事業の内容

1・2 [略]

3 広域的な農地利用調整活動等への支援事業

農業委員会等の資質向上のため、都道府県農業会議所が行う次に掲げる活動に要する経費を支援します。

(1) [略]

(2) 農業委員等の資質向上のための活動

農業委員会の農業委員及び職員並びに農業者等に対する農地及び農業経営等に関する研修等の実施

ア 農業委員等の研修

イ 中央研修会への出席

ウ 女性農業委員の登用促進及び組織化のための活動

(3)・(4) [略]

第3 事業実施の要件

[略]

1 第2の1及び2の事業の要件

(1)～(5) [略]

(6) 農地法第52条の3に基づく農地台帳及び農地に関する地図の公表を実施すること。

2 [略]

第4 事業実施における留意事項

1 第2の1の事業の留意事項

(1) [略]

(2) 農地等の台帳の調査等

農地等の所在、所有者等の調査には、農地法第52条の2第1項各号に掲げる事項の調査が含まれます。また、農地法施行規則第102条に基づく固定資産課税台帳及び住民基本台帳との照合のシステム化が完了するまでの間の暫定的な措置として、当該照合作業についても含むものとします。

2 第2の2の事業の留意事項

(1) [略]

(2) 農業委員等の資質向上のための活動

ア～ウ [略]

エ 研修には、女性農業委員の活動に係る研修が含まれます。

3 第2の3の事業の留意事項

(1) [略]

(2) 農業委員等の資質向上のための活動の留意事項

ア・イ [略]

農業委員会の農業委員及び職員並びに農業者等に対する農地及び農業経営等に関する研修の実施

ア 農業委員等の研修

イ 中央研修会への出席

[新設]

(3)・(4) [略]

第3 事業実施の要件

[略]

1 第2の1及び2の事業の要件

(1)～(5) [略]

[新設]

2 [略]

第4 事業実施における留意事項

1 第2の1の事業の留意事項

(1) [略]

[新設]

2 第2の2の事業の留意事項

(1) [略]

(2) 農業委員等の資質向上のための活動

ア～ウ [略]

[新設]

3 第2の3の事業の留意事項

(1) [略]

(2) 農業委員等の資質向上のための活動の留意事項

ア・イ [略]

ウ 女性農業委員の登用促進及び組織化のための活動には、都道府県農業会議における「女性農業委員登用促進アドバイザー」の設置や、女性農業者、市町村、関連団体等に対する女性農業委員の登用促進等の普及啓蒙活動が含まれます。

エ ア及びイに関する留意事項

(ア)～(ウ) [略]

(エ) 研修には、都道府県段階の女性農業委員の登用促進及び活動に係る研修が含まれます。

第5～第9 [略]

(別記4様式第1～第5号) [略]

[新設]

ウ ア及びイに関する留意事項

(ア)～(ウ) [略]

[新設]

第5～第9 [略]

(別記4様式第1～第5号) [略]